

○太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年6月8日

規則第268号

改正 平成22年11月11日規則第108号

平成23年3月1日規則第6号

平成25年2月27日規則第2号

(題名改称)

平成29年3月30日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年太田市条例第262号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則2・一部改正)

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派又は所属議員が1人の会(以下これらを「会派・会」という。)の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会派・会の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 会派・会を解散したときは、当該会派・会の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派・会解散届(様式第3号)を提出しなければならない。

(平25規則2・一部改正)

(交付決定)

第3条 市長が、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派・会について交付すべき半期分の政務活動費の額を決定し、当該会派・会の代表者に通知するときは、政務活動費交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(平25規則2・一部改正)

(交付請求)

第4条 会派・会の代表者は、政務活動費の交付日の20日前までに、市長に対し議長を経由して政務活動費交付請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(平25規則2・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の細目)

第5条 条例第5条で定める政務活動費を充てることができる経費の細目は、別表左欄に掲げる項目ごとに同表右欄に掲げるとおりとする。

(平25規則2・全改、平29規則24・一部改正)

(出張届等)

第6条 会派・会の代表者は、審査又は調査のため所属議員を派遣しようとするときは、出張届(様式第6号)を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

2 前項の出張届に基づく審査及び調査については、その終了後、速やかに議長に報告書を提出し、その承認を得るとともに、調査項目、期間、視察先等を公表するものとする。

3 前項に定める報告書は、議会事務局で保管し、他の議員の利用に供するものとし、少なくとも5年間は保管しなければならない。

(平22規則108・平23規則6・平25規則2・平29規則24・一部改正)

(収支報告書)

第7条 条例第7条第1項及び第3項の収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)とする。

2 前項の政務活動費収支報告書には、支出に伴う全ての領収書等の証拠書類を添付しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(平23規則6・平25規則2・平29規則24・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年11月11日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月27日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の太田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。ただし、この規則の施行の日前に使用した政務調査費に係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月30日規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平25規則2・全改、平29規則24・一部改正)

項目	細目
調査研究費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	広報紙・資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
資料作成費	資料印刷費、翻訳料、事務機器購入・リース代等
資料購入費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等

様式第1号(第2条関係)

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)太田市長
(太田市議会議長経由)

会派・会の名称
代表者氏名



太田市議会議政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会 派 ・ 会 の 名 称
- 2 会 派 ・ 会 結 成 年 月 日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人(月1日現在)
- 6 交 付 申 請 額 (年度 半期分) 円

様式第2号(第2条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(宛先)太田市長
(太田市議会議長経由)

会派・会の名称
代表者氏名



太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 ・ 会 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度 半期分)	円	円	

様式第3号(第2条関係)

会 派 ・ 会 解 散 届

年 月 日

(宛先) 太田市長
(太田市議会議長経由)

会派・会の名称
代表者氏名



太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 解散会派・会の名称
- 2 会派・会の解散年月日

様式第4号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

(宛先)会派・会代表者

太田市長



年 月 日申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

1	年度政務活動費交付決定額(半期分)	円
---	--------------------	---

様式第5号(第4条関係)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

(宛先) 太田市長
(太田市議会議長経由)

会派・会の名称
代表者氏名



太田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費を請求いたします。

- 1 金 円
ただし、 年 月分から 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

様式第6号(第6条関係)

出 張 届

年 月 日

(宛先) 太田市議会議長

会派・会の名称
代表者氏名



当会派・会の決定により、次のとおり出張することになりましたので、届出をいたします。

氏 名	用 務	用 務 先	出張期間

様式第7号(第7条関係)

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

(宛先)太田市議会議長

会派・会名
経理責任者名



太田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項又は第3項の規定に基づき、次のとおり 年度政務活動費の収支報告をします。

1 収入
政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第1号 (第2条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)

様式第3号 (第2条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)

様式第6号 (第6条関係)

(平23規則6・平29規則24・一部改正)

様式第7号 (第7条関係)

(平23規則6・平25規則2・一部改正)